

鹿沼市営繕工事における週休2日制工事試行要領

(工事試行要領の準用)

第1条 営繕工事における週休2日制工事の試行(以下「営繕試行」という。)については、鹿沼市週休2日制工事試行要領(以下「工事試行要領」という。)の規定を準用する。

(準用の例外)

第2条 前条の規定にかかわらず、次条から第6条までの規定は、営繕試行に対し適用する。

(協議における例外)

第3条 工事試行要領第2条第1項の規定による協議については、営繕工事において、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について協議するものとする。

(現場閉所に係る例外)

第4条 営繕工事においては、工事試行要領第2条第3項の現場閉所に、現場休息を含めるものとする。

2 前項の現場休息とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場作業(現場事務所内での作業を含む。)がない状態が1日継続することをいう。

(経費の補正に係る例外)

第5条 営繕工事においては、工事試行要領第9条第1項から第4項まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、適用しない。この場合において、経費の補正については、次の表に掲げる補正係数を用いるものとする。

現場閉所等率	労務費の補正係数
4週8休以上	1.05
4週7休以上4週8休未満	1.03
4週6休以上4週7休未満	1.01

(補則)

第6条 営繕工事における週休2日制工事の試行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約に係る工事から適用する。